

協会けんぽからのお知らせ

- 限度額適用認定証をご利用ください! 1ページ
- 各種申請書「新様式」の使用にご協力をお願いします
- 限度額適用認定証のお手続き 2ページ
- 申請書は、ホームページから印刷することができます 3ページ
- 保険証の使用について 4ページ
- 令和2年4月より
健康保険の被扶養者は原則「国内居住者」に限定されます 5ページ
- 生活習慣病予防健診のご案内 6ページ

限度額適用認定証をご利用ください!



医療費が高額になりそうなときは、**あらかじめ限度額適用認定証**をご用意ください。

医療機関等の窓口でのお支払いが**自己負担限度額**までとなり、窓口での**支払額が軽減**されます。

➡ 手続きの詳細等は2ページをご覧ください。

各種申請書「新様式」の使用にご協力をお願いします

協会けんぽの各種申請書の新様式は**協会けんぽホームページよりダウンロードし、印刷**することができます。

これまでの様式も引き続き使用いただけますが、事務処理を効率化し、円滑に給付金をお受け取りいただくため、**新様式の使用にご協力**をお願いします。また、申請書の提出は便利な郵送をご利用ください。

➡ 申請書の入手方法等は3ページをご覧ください。



限度額適用認定証のお手続き

限度額適用認定証とは

医療機関等の窓口でのお支払いが高額になる場合、限度額適用認定証を医療機関等の窓口へ提示すると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、高額療養費（医療費の払い戻し）の申請が不要になります。

限度額適用認定証の手続きの方法



入院等が決まったら、「健康保険限度額適用認定申請書」に記入・押印してください。



保険者（ご加入の協会けんぽ都道府県支部）へ郵送してください。



申請書に記入いただいた送付先へ、限度額適用認定証をお届けします。



医療機関での受診時に、保険証と限度額適用認定証を提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

限度額適用認定証に関するお問合せは、「チャットボット」をご活用ください

平成31年4月1日より、全国健康保険協会のホームページ上に「チャットボット」を導入し、限度額適用認定証に関するご案内をしています。「チャットボット」をご利用いただくことで制度や申請方法・申請書の書き方・申請先等について、いつでも簡単にご確認いただけます。



◆「チャットボット」…AIを活用し、インターネット上で入力された質問に回答し、ご利用者さまの疑問を解消するツールです。

申請書は、 ホームページから印刷することができます

ホームページから印刷する方法



協会けんぽの
ホームページへアクセス



ホーム左上にある
「申請書ダウンロード」
一覧より申請書を選択



すべて手書きの場合は
「手書き用申請書」を
印刷



PC入力する場合は
「入力用申請書」を入力
した後で印刷

申請書はパソコンで作成することができます



1

入力できるPDFファイルを
ホームページから
ダウンロード

2

入力項目の
説明を参照しながら入力
(入力もれ等チェックしながら入力できます)

3

入力した申請書を印刷し、
手書きする項目を記入、
印鑑を押印

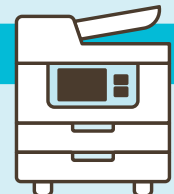
4

ご加入の協会けんぽ
都道府県支部へ
郵送

ネットプリントもご利用いただけます



コンビニエンスストアのマルチコピー機を利用することで、
即時に申請書等を入手することができます。



◆詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ都道府県支部へお問い合わせください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索

保険証の使用について

～保険証が使用できる期間にご注意ください～

保険証が使用できるのは

従業員の皆さま
(被保険者)

退職日まで



ご家族の皆さま
(被扶養者)

就職で自身が被保険者となる日の前日まで

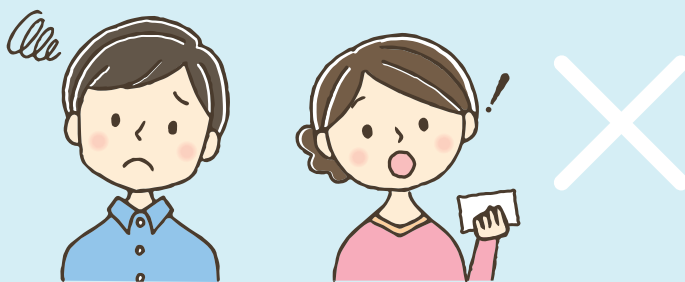
別居や離婚で生計が別となる日の前日まで

収入が増え、扶養の範囲内でなくなった日の前日まで

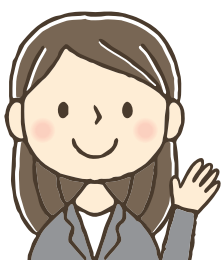
資格のない保険証を誤って使ってしまったら

退職日の翌日以降や、扶養解除後に誤って保険証を使用した場合は、後日「医療費(総医療費の7～9割)」を返還していただくことになります。

従業員の皆さまが、資格のない保険証を誤って使ってしまうわないためにも、**退職や扶養解除の手続きの際には、管轄の年金事務所へ保険証をご返却**ください。



事業主さま・ご担当者さまへお願い



使用できなくなった保険証の回収と返却にご協力をお願いします。

資格の切れた保険証が手元にあったので、「つい」使用してしまった結果、医療費の高額な返還請求や手続きの煩わしさに困惑する加入者さまが増えています。

保険証が手元になければ、「つい」使用することはありません。

もし、回収が遅くなる場合などは、退職日の翌日以降は使用することができなくなることを従業員さまへお伝えください。

令和2年
4月より

健康保険の被扶養者は 原則「国内居住者」に限定されます

現行制度では、健康保険の被扶養者について居住地の要件がないため、海外在住者についても一定の要件を満たせば、被扶養者として認定されていましたが、健康保険法の改正により、**令和2年4月以降、健康保険の被扶養者は原則「国内居住者」に限定**されることとなります。

ただし、海外在住者であっても、下記表に掲げる「海外特例の要件」に該当する方については、特例として被扶養者資格を満たすこととなります。

海外特例の要件と証明書類

	海外特例の要件	証明書類
1	外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
2	外国に赴任する被保険者に同行する家族	査証(ビザ)、海外赴任辞令、 海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
3	観光、保養又はボランティア活動その他 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、 ボランティアの参加同意書等の写し
4	被保険者が海外に赴任する間に 当該被保険者との身分関係が生じた家族 <small>※海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など</small>	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
5	上記1～4までに掲げるもののほか、 渡航目的その他の事情を考慮して 日本国内に生活の基礎があると認められる家族	個別に判断

協会けんぽでは、先日実施した「令和元年度 被扶養者資格再確認業務」において、海外在住の被扶養者がいると回答のあった事業所さまへ、令和2年1月下旬頃に「海外在住者リスト」をお送りしています。リストが届いた事業所さまにおきましては、対象の被扶養者が海外特例要件に該当するか否かの確認を行い、所定のお手続きをお願いいたします。

- 「海外特例の要件」に該当しない場合 → 扶養解除のお手続きが必要です
- 「海外特例の要件」に該当する場合 → 海外特例要件該当のお手続きが必要です



詳しくは「海外在住者リスト」に同封しているリーフレットをご覧ください。

生活習慣病予防健診のご案内

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため、**生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助**しています。

※健診費用の一部補助は、年度内お一人様1回に限ります。
 ※生活習慣病予防健診（一般健診）の対象となるのは、35歳以上75歳未満の被保険者（ご本人）の方です。

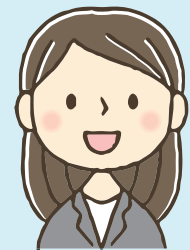
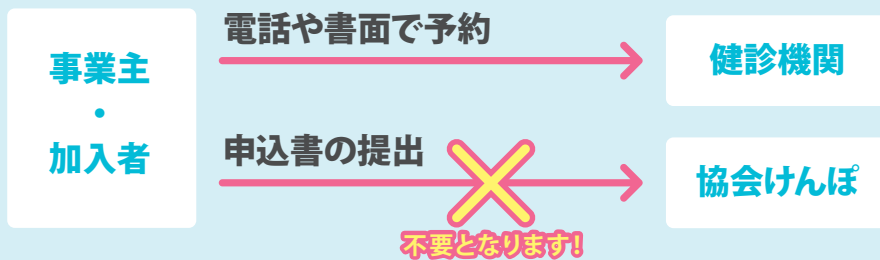
健診は健康状態をチェックする絶好の機会です。年に1度受診して、生活習慣を見直しましょう。



令和2年度より協会けんぽへの申込みが不要となります

令和2年4月1日受診分より協会けんぽへの申込みが不要となり、事業主様から健診機関に対してのみ予約申込みを行うことで、受診することができます。

健診機関へ直接、予約申込みのうえ受診してください。



※毎年3月に、事業主様へ申込書を送付しておりましたが、令和2年度受診分（令和2年3月送付予定分）からは、申込書に代えて、健診対象者一覧を送付します。

情報提供サービスを利用すると健診対象者一覧がダウンロードできます

- 情報提供サービス（事業主向けサービス）を利用すると、健診対象者一覧（生活習慣病予防健診の受診対象に該当する方の一覧）をダウンロードすることができます。
- 健診対象者一覧には、健診機関への予約申込みの際に必要な、保険証の保険者番号、記号・番号や、受診される方の氏名、生年月日、受診可能な健診項目が記載されているため、健診機関への予約申込みにご利用いただけるほか、従業員の健診予約状況の管理にもご利用いただけます。



情報提供サービスご利用の流れ

- 1 ユーザーIDを申請します
- 2 ユーザーIDとパスワードが郵送されます
- 3 情報提供サービスにログインします
- 4 健診対象者一覧をダウンロードします